

身体拘束等の適正化のための指針

児童発達支援・放課後等デイサービス いっぱ

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。児童発達支援・放課後等デイサービス いっぱ では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止、及び適正化に向けた意識をもち、身体拘束しない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。
- ② 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、ここに応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤ 安易に「やむを得ない」として、拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性
利用者などの生命、身体、権利が危険に晒される可能性が高い状況。
- ② 非代替性
身体拘束、そのほかの行動制限を行う以外に、代替できる手段がない状況。
- ③ 一時性
身体拘束、そのほかの行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という）を設置します。

- ① 設置目的
 - ・身体拘束の廃止及び適正化に向けた現状把握と取り組み状況の確認
 - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討

- ・身体拘束等の発生について報告された事例の集計、分析及び適正化策の検討
- ・報告された事例及び分析結果の職員周知と適正化策を講じた後の効果の検証
- ・身体拘束適正化に関する職員教育の計画、実施

② 委員会の構成員

- ・委員長(管理者 兼 児童発達支援管理責任者) 目 めぐみ
- ・委員 大江 由希子
- 目 慶三郎

③ 委員会の設置

- ・年に2回(6ヶ月に1回)の開催
- ・必要時は随時開催

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束の廃止及び適正化の人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年に2回以上)の実施
- ② 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③ その他必要な教育、研修の実施

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとし、この際、管理者が緊急に当該案件の分析及び適正化策の検討が必要であると判断した場合は、定期開催の同委員会を待たずして、臨時的に同委員会を招集するものとします。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するための設置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施します。

① 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、①切迫性、②非代替性、③一時性の3要件を全て満たしているかどうかについて評価、確認します。また、当該利用者の家族等と連絡を取り、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができかどうか協議します。上記3要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、高速による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」、「場所」、「時間帯」、「期間」等について検討し、確認します。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または家族に同意を得ます。行動制限の同意書の説明をし、同意を得ます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお高速を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録

記録用紙を用いて、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由、その他必要事項を記録します。

6. その他の身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために、支援に関わる全ての職員が以下の点について共通認識を持ち、拘束をしない支援に取り組みます。

- ・他の利用者等への影響を考慮して、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ、身体的拘束を必要と判断しているか、本当に他の方法はないか。

7. 指針の閲覧について

当該指針は、利用者、利用者家族等が自由に閲覧できるように事業所に掲示するとともに事業所のホームページにも掲載する。

附則

この指針は、令和8年1月1日より施行する。